

事務局資料

令和3年2月
中小企業庁

目次

1. コロナ禍における金融支援策

2. ポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

- ▶ 中小・小規模事業者への経営支援・再生支援
- ▶ 経営者保証解除に向けた取組
- ▶ 信用保証業務の電子化

目次

1. コロナ禍における金融支援策

2. ポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

- ▶ 中小・小規模事業者への経営支援・再生支援
- ▶ 経営者保証解除に向けた取組
- ▶ 信用保証業務の電子化

新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け資金繰り支援

1. 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資【第1、2、3次補正】

	政府系金融機関(3月-)			民間金融機関（信用保証） (5月-)
	日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	
要件	売上高前年比 ▲5%(小規模個人)、▲15%(小規模法人)、▲20%(中規模) ※低利融資の要件は一律▲5%。			売上高前年比 ▲5%(小規模個人)、▲15%(その他) ※セーフティネット保証4号（▲20%）・5号（▲5%）、危機関連保証（▲15%）が前提。
支援措置	当初3年間 低利融資(▲0.9%)+利子補給（⇒実質無利子）			当初3年間 無利子保証料ゼロ
上限額 (併用可)	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	6,000万円（実質無利子） 8,000万円（融資枠）	6,000万円（実質無利子） 2.8億円（保証枠）
期限	当面2021年前半まで			2021年3月まで

2. 資本金性資金供給・資本増強支援【第2次補正】

(1) 金融機関が資本とみなすことができる資本金性劣後ローンによる支援

日本公庫等が資本金性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

(2) 中小機構出資の官民ファンドによる出資や債権買取等を通じた事業再生・成長支援

3. 中小企業再生支援協議会の取組強化・拡充【第1、3次補正】

(1) 再生支援協議会が一括して元金返済猶予を要請し、資金繰り計画（特例リスケジュール計画）の策定を支援【第1次補正】

(2) 中小企業再生支援協議会の人員増強等（300人→400人）【第1、3次補正】

4. 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援【第3次補正】

(1) 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援

前向きな設備投資等の金利深掘り、事業再生や事業承継等を支援する融資制度の拡充

(2) 民間金融機関（信用保証）を通じた資金繰り支援

経営改善等を支援する新たな信用保証制度の創設（保証料補助）、早期の事業再生に向けた取組を促す信用保証制度の拡充（保証料補助）

5. 金融機関等への配慮要請

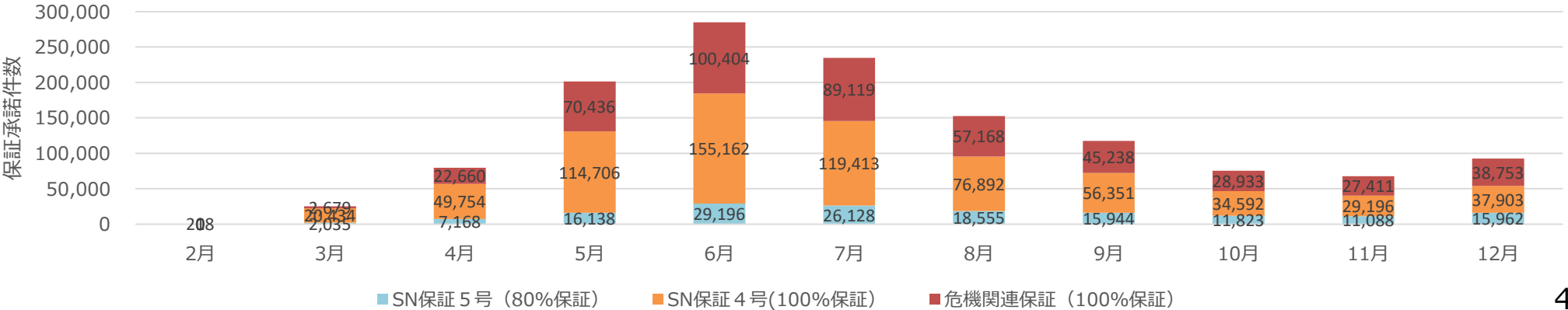
(1) 財務省・金融庁と連携し、累次にわたって、政府系及び民間金融機関等に対し、手続の迅速化や事業者の実情に配慮した支援等を要請。 3

セーフティネット保証 4 号、5 号・危機関連保証の発動

- コロナ禍では、平成30年に新設した危機関連保証の発動のほか、セーフティネット保証 4 号の全地域指定、セーフティネット保証 5 号の全業種指定を実施。

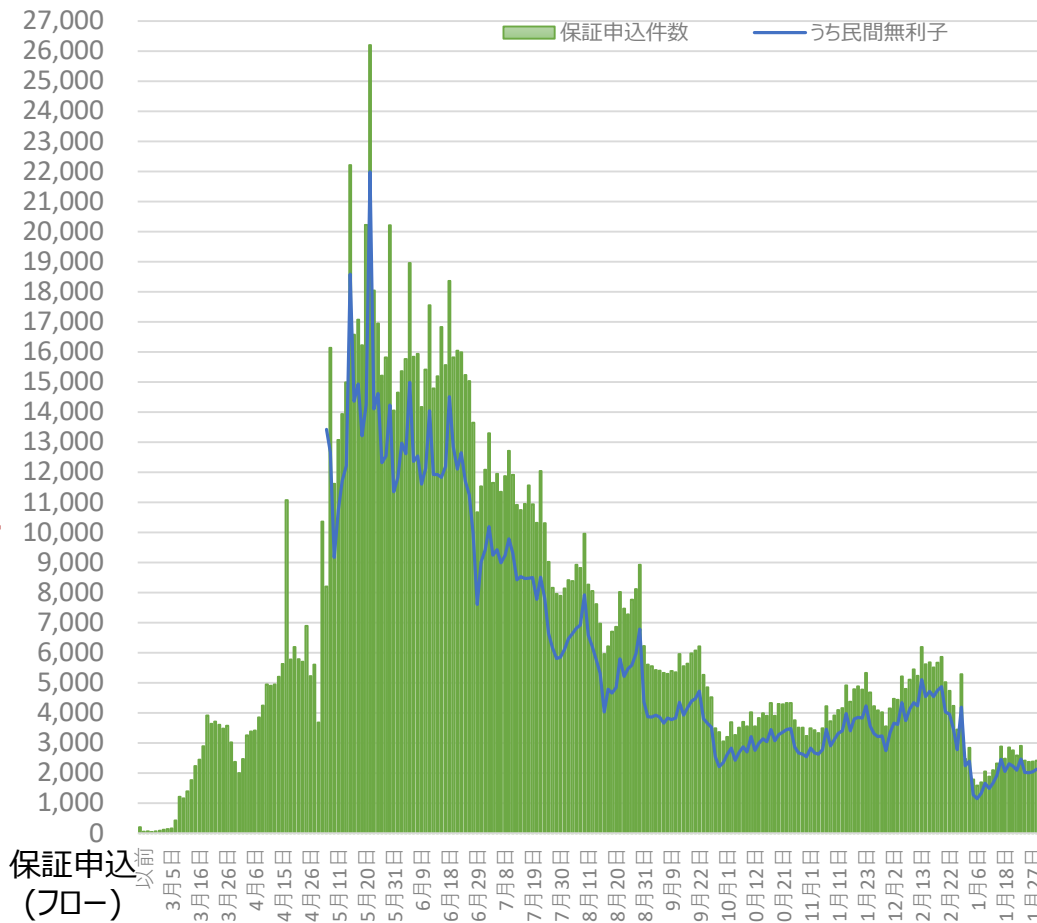
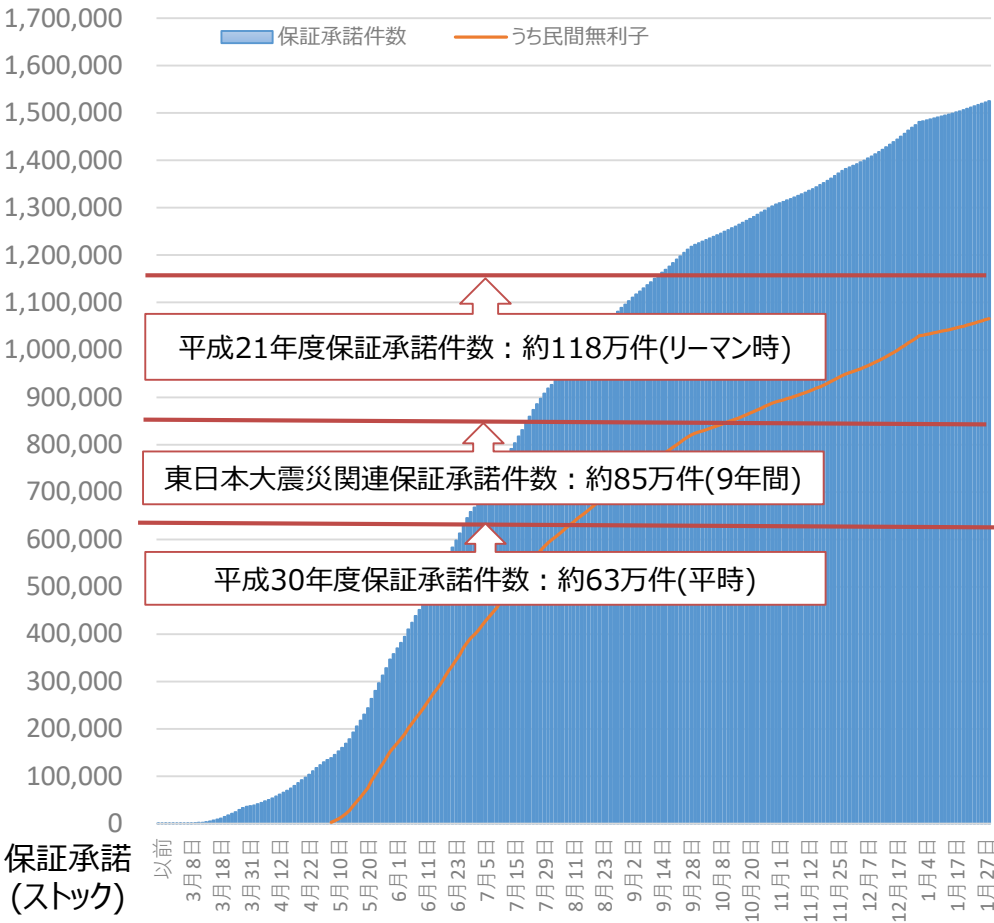
	制度の概要	保証割合	保証限度額	売上減少要件	コロナ禍における 開始時期	コロナ禍における実績 (令和 2 年 2 月～12 月)	
						件数	金額
セーフティ ネット保証 4 号	自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ていると認められる地域を告示で指定することで発動する制度。	100%	2.8億円 (危機関連保証 とは別枠)	▲20%	令和 2 年 3 月 2 日 (全地域指定)	69.4万件	12.1兆円
セーフティ ネット保証 5 号	全国的な不況業種を告示で指定することで発動する制度。	80%		▲5%	令和 2 年 3 月 6 日 (業種拡大) 令和 2 年 5 月 1 日 (全業種指定)	15.4万件	2.7兆円
危機関連 保証	内外の金融秩序の混乱その他の突発的事象により、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りD I 等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下した場合に発動する制度。	100%	2.8億円 (セーフティネット 保証とは別枠)	▲15%	令和 2 年 3 月13日	48.2万件	10.1兆円

＜新型コロナウイルス感染症に係る保証承諾実績＞



信用保証協会の申込・承諾件数の推移（1月31日時点）

- 信用保証協会は、昨年1月29日～今年1月31日までに約152万件、約28兆円の保証を承諾。このうち、民間金融機関による実質無利子融資は、昨年5月1日～今年1月31日までに約107万件、約17兆円の保証を承諾。
- 5～6月に申込のピーク。1日約26,000件（5/24）を超える保証申込を受けていたが、現在は2,500件程度で推移。

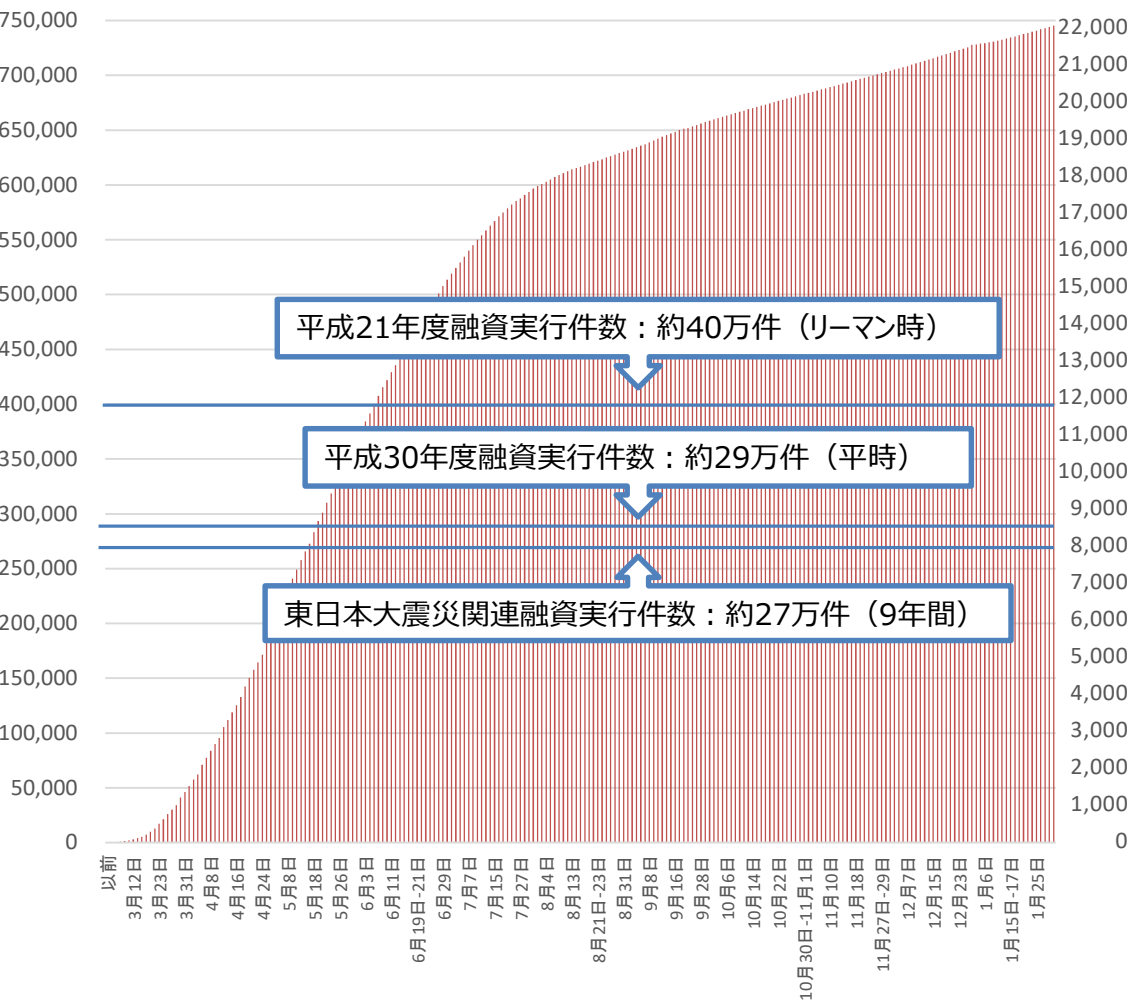


(注) 保証承諾件数・保証申込件数は、新型コロナ関連の特別相談窓口に係る実績を集計。

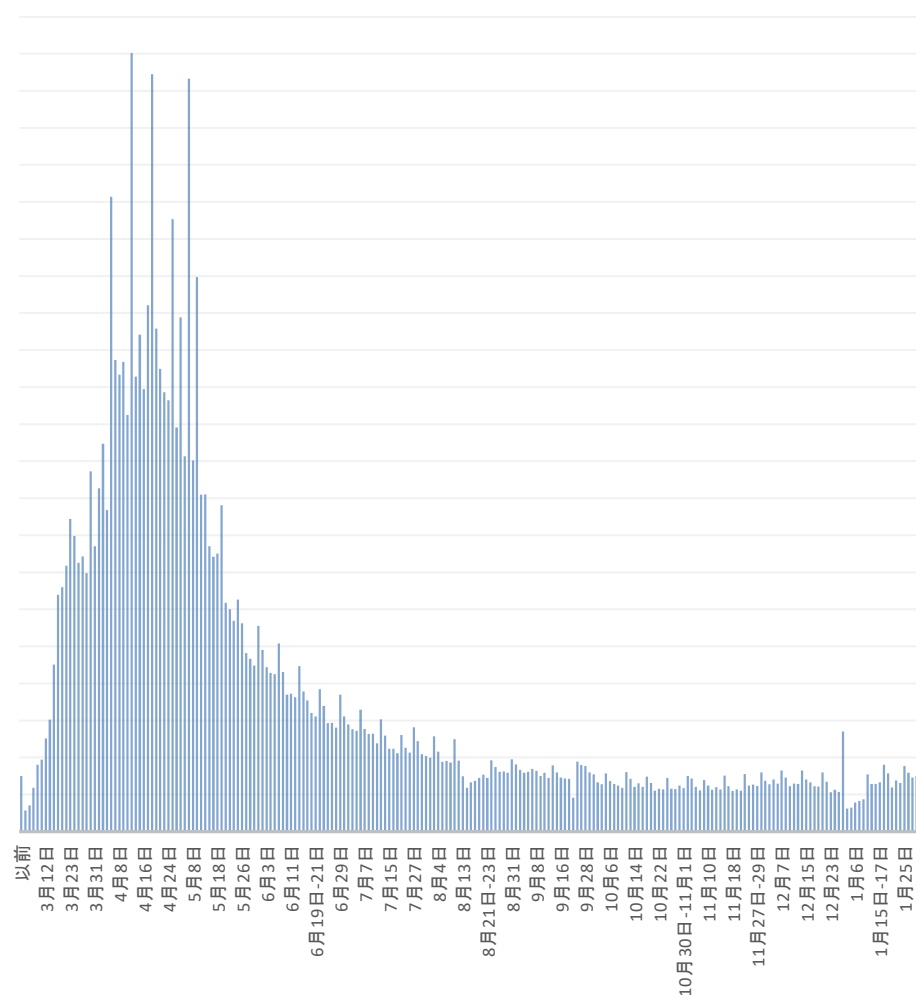
日本政策金融公庫の融資申込・承諾件数の推移（1月31日時点）

- 日本公庫は、昨年1月29日～今年1月31日までに、約74.5万件、約12.7兆円の実質無利子融資等を承諾。
- 4月に申込のピーク。1日20,000件（4/13）を超える融資申込みを受けていたが現在は1,400件前後で推移

融資承諾件数(ストック)



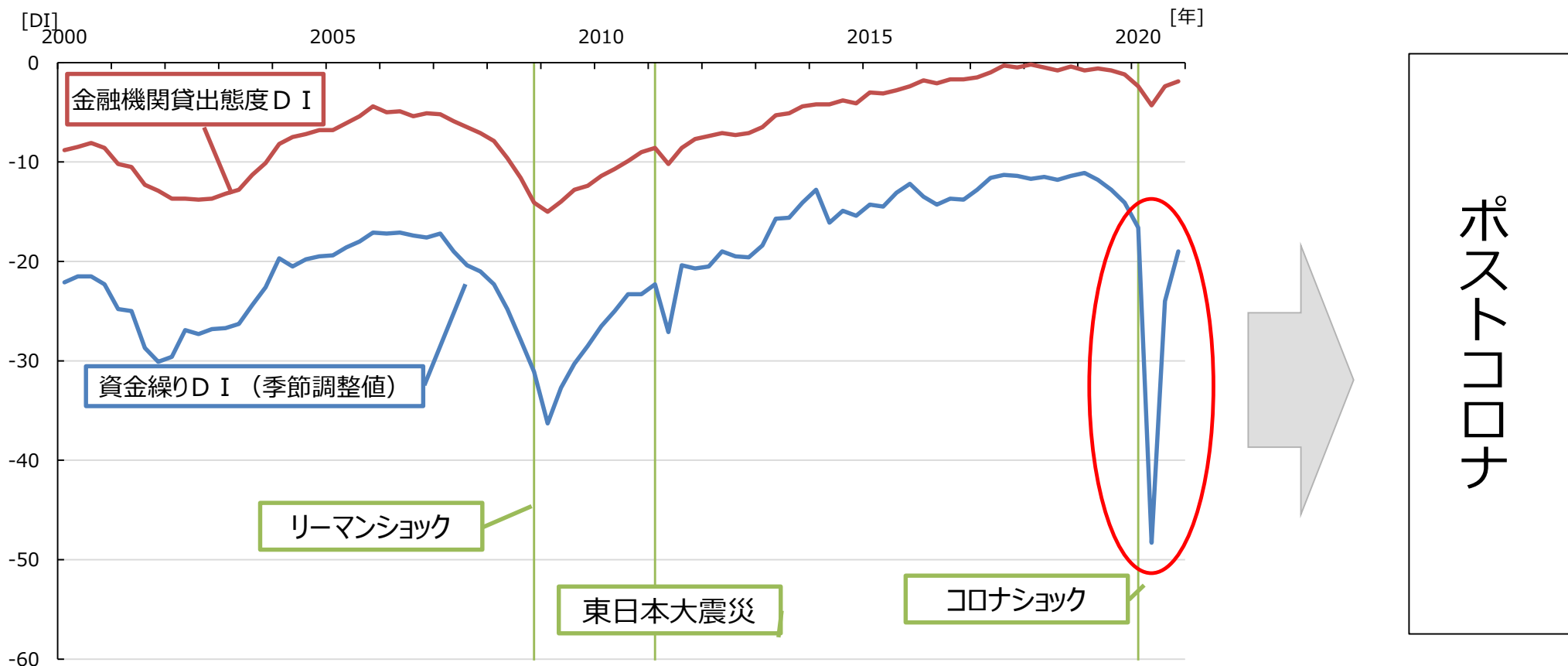
融資申込件数(フロー)



（注）融資承諾件数・融資申込件数は、新型コロナ関連の特別相談窓口に係る実績を集計。

資金繰りDI及び金融機関貸出態度DIの推移

- 資金繰りDIは20年4月-6月期大きく下落した後、7月-9月、10月-12月期には金融支援の効果により一定程度改善したが、依然低水準。
- 金融機関貸出態度DIは、リーマンショック時と異なり金融機関が健全であるため、低下幅は限定的。



※資金繰りDI：「好転」-「悪化」の企業割合。
（前期比季節調整値）
金融機関貸出態度DI：「容易」-「困難」の企業割合。
（前期比季節調整値）

調査時点：2020年11月15日時点
調査方法：原則として、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、および中小企業団体中央会の情報連絡員が訪問面接し、聞き取りによって実施。
調査対象：中小企業基本法に定義する、全国の中小企業18,912社
業種構成：製造業4,620社、建設業2,425社、卸売業1,181社、小売業4,605社、サービス業6,081社
有効回答企業数：18,231社（96.4%）

コロナ禍における政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の実績

- コロナ禍では、先行きの不透明さなどから、貸付金額・期間ともに平時よりも増加。また、平時は融資を受けていない事業者も借入を行っているため、新規割合が増加している。
- 業種別では、飲食・宿泊業やサービス業等、コロナ禍で大きな影響を受けた業種の割合が増加。

	信用保証協会			日本公庫				商工中金	
				国民生活事業		中小企業事業			
	平時	コロナ後 (無利子)	コロナ後 (無利子 以外)	平時	コロナ後	平時	コロナ後	平時	コロナ後
平均貸付 金額	12.7百万円	<u>16.4百万円</u>	<u>19.6百万円</u>	8.4百万円	<u>12.1百万円</u>	78百万円	<u>104.4百万円</u>	69.9百万円	<u>67.7百万円</u>
平均貸付 期間	4年10か月	<u>8年6か月</u>	<u>6年4か月</u>	6年5か月	<u>9年1か月</u>	8年2か月	<u>9年6か月</u>	5年9か月	<u>10年</u>
新規割合 (件数)	16.7%	<u>36.9%</u>	<u>22.8%</u>	32.1%	<u>43.1%</u>	24.5%	<u>47.8%</u>	8.7%	<u>33.2%</u>
業種	建設業(28%)	建設業(24%)	卸・小売業(24%)	卸売・小売業(21.5%)	<u>サービス業(20.8%)</u>	製造業(46.6%)	製造業(32.3%)	製造業(36%)	卸・小売業(27%)
	卸・小売業(24%)	卸・小売業(22%)	建設業(22%)	サービス業(18.6%)	<u>飲食店・宿泊業(18.9%)</u>	卸売・小売業(17.2%)	卸売・小売業(22.3%)	卸・小売業(32%)	製造業(25%)
	製造業(13%)	<u>製造業(14%)</u>	<u>サービス業(14%)</u>	建設業(18.2%)	卸売・小売業(18.4%)	サービス業(9.4%)	<u>サービス業(15.0%)</u>	運輸業(15%)	<u>サービス業(14%)</u>
	サービス業(13%)	<u>サービス業(14%)</u>	製造業(13%)	飲食店・宿泊業(10.9%)	建設業(15.3%)	建設業(6.2%)	<u>飲食店・宿泊業(10.5%)</u>	サービス業(9%)	<u>飲食店・宿泊業(13%)</u>
	飲食店・宿泊業(7%)	<u>飲食店・宿泊業(10%)</u>	<u>飲食店・宿泊業(10%)</u>	製造業(7.9%)	製造業(6.9%)	飲食店・宿泊業(5.0%)	建設業(8.9%)	飲食店・宿泊業(3%)	運輸業(8%)
	その他(16%)	その他(16%)	その他(18%)	その他(22.9%)	その他(19.7%)	その他(15.6%)	その他(11.0%)	その他(14%)	その他(13%)

(注)「平時」は保証協会・公庫、商工中金は2018年度、「コロナ後」は保証協会・公庫は2020年2月～12月、商工中金は2020年4月～12月。

目次

1. コロナ禍における金融支援策

2. ポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

- ▶ 中小・小規模事業者への経営支援・再生支援

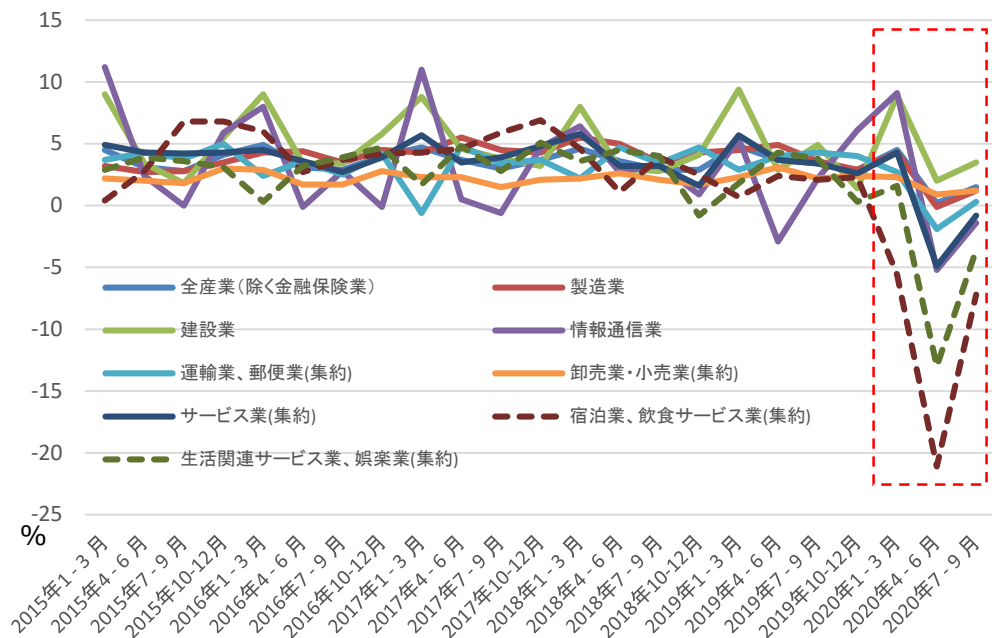
- ▶ 経営者保証解除に向けた取組

- ▶ 信用保証業務の電子化

中小・小規模事業者への経営支援の重要性①

- 法人企業統計調査(令和2年7-9月期)によると、**資本金1億円未満の企業の売上高は対前年同期比▲10.4%、営業利益は対前年同期比▲59.8%**。業種により影響の程度に差があるが、**売上の減少とそれに伴う収益力の低下**が推察できる。
- 今後、新型コロナウイルス感染症の影響を背景に変化した市場環境や生活様式などの**外部環境に対応し、新たな販路や取引先の開拓、新たな商品・サービスの提供などを通じて、収益力の向上に取り組むことが必要。**
- 他方、中小・小規模事業者は**経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が不足しがちなため、これを補う第三者機関**の役割が重要。

主な業種(資本金1000万円以上1億円未満)の売上高営業利益率の推移



全産業(除く金融業、保険業)(資本金1000万円以上1億円未満)の現・預金、負債に関する財務指標の変化

	2019_3Q (前年同期)	2020_1Q (コロナ発生期)	2020_3Q (当期)	備考
流動資産 (うち現金・預金)	272.6兆円 (107.8兆円)	268.5兆円 (104.7兆円)	270.5兆円 (112.4兆円)	現預金増加、 受取手形・売 掛金減少
流動負債 (うち金融機関借入)	164.3兆円 (39.6兆円)	157.7兆円 (38.5兆円)	157.1兆円 (39.5兆円)	支払手形・買 掛金が減少
固定負債 (うち金融機関借入)	138.8兆円 (90.3兆円)	133.6兆円 (87.9兆円)	137.2兆円 (96.2兆円)	金融機関以外 からの借入等が 減少
流動比率	165.9%	170.2%	172.1%	

出典：法人企業統計調査(令和2年7月-9月期)

流動比率は、流動資産／流動負債×100

2019年第3四半期と2020年第3四半期を比較すると、現預金の増加、流動負債の減少、金融機関の長期借入増加。コロナ禍における種々の資金繰り支援等の効果があらわれているものと推察できる（業種により傾向が異なる点があることには留意）。

「伴走支援型特別保証制度」等の創設

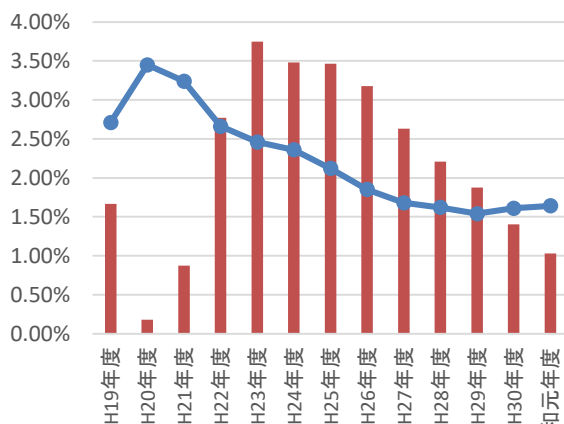
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の早期の経営改善等を促すため、第三次補正予算において、金融機関が中小企業等に継続的な伴走支援をすること等を条件に、信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等の創設に必要な予算を措置。
本年4月から制度開始予定。
- また、コロナ禍で多くの借入を行ったものの売上等が改善しない中小企業等を中心に、早期の事業再生に向けた取組を促すため、既存の「経営改善サポート保証」の要件を緩和し、信用保証料を大幅に引き下げる。

	伴走支援型特別保証制度	経営改善サポート保証（コロナ対応）
保証限度額	4,000万円	2.8億円
保証期間	10年以内	15年以内
据置期間	5年以内	5年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定
保証料 (事業者負担分)	0.2%（補助前は原則0.85%）	0.2%（補助前は原則0.8%-1.0%）
売上減少要件	▲15%	—
その他	・ セーフティネット保証 4 号、5 号、危機関連保証の認定を受けていること ・ 今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成すること ・ 金融機関が継続的な伴走支援をすること	・ 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

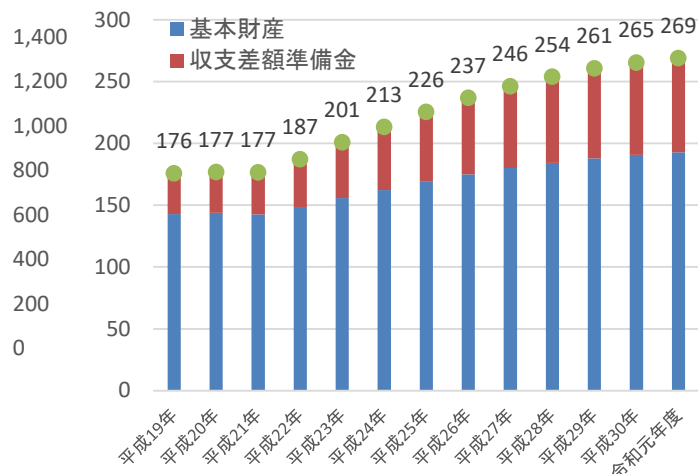
中小・小規模事業者への経営支援の重要性②

- 過去の経済危機（リーマンショック）後の信用保証協会の収支状況等を振り返ると、**保証債務残高の増加に伴う責任準備金等の引当てや代位弁済の増加等により、一時的に収支が悪化**。今回のコロナショックにおいても、保証債務残高の増加や事業環境の悪化に伴い、信用保証協会の収支の一時的な悪化が見込まれる。※ただし、これまでに蓄積した当期収支差額変動準備金等により基本財産の毀損には至らない見込み。
- 他方、景気が比較的安定していた時期において、保証利用企業数の減少や保証債務残高の減少などに直面し、協会運営上の課題となっていた信用保証協会も一部では存在。
- 信用保証協会の持続可能性は各地域の課題でもあるが、各信用保証協会においても、**地域の中小企業者から選ばれ、金融機関や他の支援機関から頼られる支援機関としての位置付けを、信用保証サービスや金融調整機能の発揮、各支援機関とも連携した経営支援**などを通じて、確たるものとしていく必要。

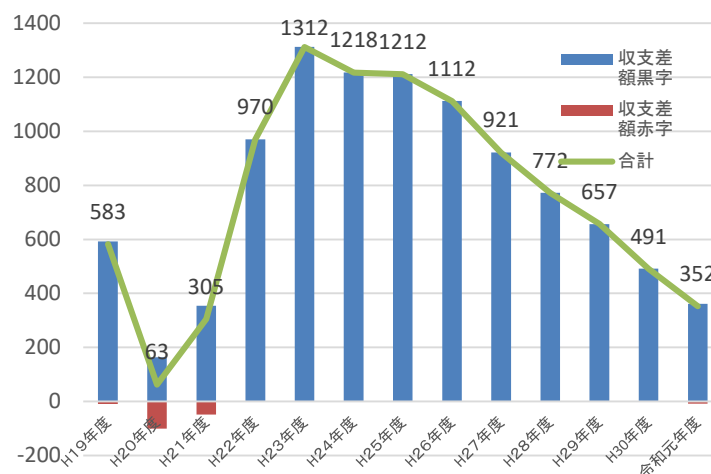
代位弁済率(左軸)と当期収支差額(右軸)の推移
(単位:%、億円)



基本財産と収支差額変動準備金の推移 (単位:百億円)



当期収支差額の推移(単位:億円)



※当期収支差額：事業会社における当期純利益に相当。

基本財産：事業会社における資本金に相当。信用保証協会の保証債務等の最終的な担保。

収支差額変動準備金：事業会社における利益準備金に相当。収支差額に欠損が生じた場合に、当該準備金の減少経理を行う。

信用保証協会によるコロナ禍での経営支援の例

支援対象先を抽出しアクションを起こしている事例

- コロナ関連保証を利用した小規模事業者等に「悩まず相談を」と呼びかけるハガキを発送。相談相手がおらず事業継続を断念してしまう先が出ないよう、経営相談や専門家派遣等の寄り添ったサポートを行うことをお知らせ。
- 営業所と企業支援課に「ウィズコロナサポート相談窓口」を設置。金融機関と連携し優先順位が高いと判断した事業者から訪問し、課題を早期に発見・把握。必要に応じて専門家派遣や外部機関へつなぐサポートを実施。また、事業承継の課題を抱える先にDM（封書）を送付しアプローチ。

組織改編・人員拡充を予定している事例

- 金融機関と協議の上で、プロパー融資が無い企業等に対し実質無利子融資の活用を提案し、据置期間に経営改善・業態転換等の取組を促す「アフターコロナ対応支援プロジェクト」を立ち上げ。資金繰り支援後の企業に対する支援体制の強化、業況悪化前の早期経営支援着手のため、来年度からは専門の部署を創設予定。
- 信用保証協会の呼びかけで企業の経営課題、改善のためのアクションプランを金融機関等と協議する場を設けている。経営支援のマンパワー不足を補うため、金融機関OBなどを嘱託職員として採用し、体制の拡充を予定。

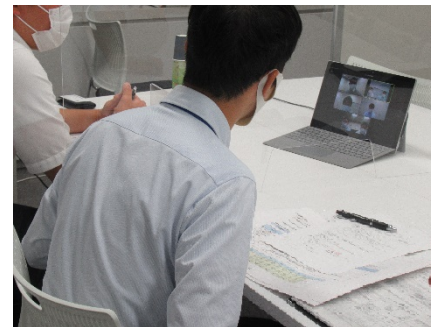
オンラインを活用した非対面型の経営支援事例

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、専門家派遣事業を従来の訪問形式からオンライン面談へ切り替え。パソコン操作等への苦手意識からオンラインでの実施を躊躇する企業に対しても、難しくないことを親身に説明したところ、「意外と使いやすかった」などと好評。経営サポート会議（※）や創業スクール、ビジネスサポートフェアなどもオンライン開催とし、非対面型の経営支援を充実させている。

（※）経営サポート会議：経営改善計画、金融支援の内容について合意形成を希望する企業が取引金融機関と情報共有・意見交換する場

相談を呼びかけるハガキ

オンライン開催したサポート会議



事業再生に関する保証協会の取組

- 中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する**全国各地の再生支援協議会に、信用保証協会の事業再生に係る取り組みについてヒアリングを実施**。各信用保証協会の取組について、下記のような事例を収集。
- **事業再生を円滑に進めるうえでは、各再生支援協議会と各信用保証協会の連携が重要**。双方の連携を一層深め、円滑な事業再生に寄与するため、再生支援協議会から要望のあった事例については、双方からのヒアリング等を適宜実施していく。

良い事例

- 2020年4月に再生支援を専門とする部署を新設。**リスケ先のセーフティーネット保証や危機関連保証の申込を担当し、再生支援協議会と積極的な調整を行うことで特例リスケへの申込を多数実施**。
- 保証協会が主導し関係金融機関等とともに企業の現状分析を実施。**必要に応じ専門家派遣を実施し、経営改善計画策定の目途が立った場合は、再生支援協議会や認定支援機関と連携し、計画の実行を強力に後押し**。
- **再生支援協議会のPM/SMが保証協会出身者・出向者のため、保証協会との調整が円滑に進む**。

要望があった事例

- 事業再生は早期に実施することが重要。**代位弁済により保証協会が求償権を取得する前であっても、再生が見込める案件については、金融機関と保証協会が連携のうえ、再生支援協議会への案件の持ち込みを促進してほしい**。
- 保証人に自由財産を超える保有財産がなく、保証人が対象債権者に対して弁済する金額が0円である場合の**保証債務整理の可否**については、個別案件ごとの事情を考慮の上、経済合理性の有無等を含め総合的に判断されるものと認識しているが、**今後も再生支援協議会との積極的な目線合わせに協力願いたい**。

目次

1. コロナ禍における金融支援策

2. ポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

▶ 中小・小規模事業者への経営支援・再生支援

▶ 経営者保証解除に向けた取組

▶ 信用保証業務の電子化

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

- 切れ目のない事業承継支援策を実施してきた中で、経営者保証が後継者候補確保のネック。
- 事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す、総合的な対策を実施。

1. 政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大

- (1) 商工中金は、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「**原則無保証化**」 *新規融資に占める無保証融資の割合は、現状の35%から大幅増加を見込む
【令和2年1月開始】
- (2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を軽減し、最大でゼロに（保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く）**【令和2年4月開始】**

2. 金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ

- (3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」（2014年2月運用開始）の特則策定・施行
【令和元年12月策定・公表、令和2年4月運用開始】
*年間約1万件の二重徴求、年間約2万件の後継者からの保証徴求案件が対象
*旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止、保証設定時の事業承継への影響考慮等
- ②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援（経理の透明性確保や財務内容の改善等）やガイドライン充足状況の確認**【令和2年4月開始】**

(4) 金融機関の経営者保証なし融資の実績等（KPI）を公表

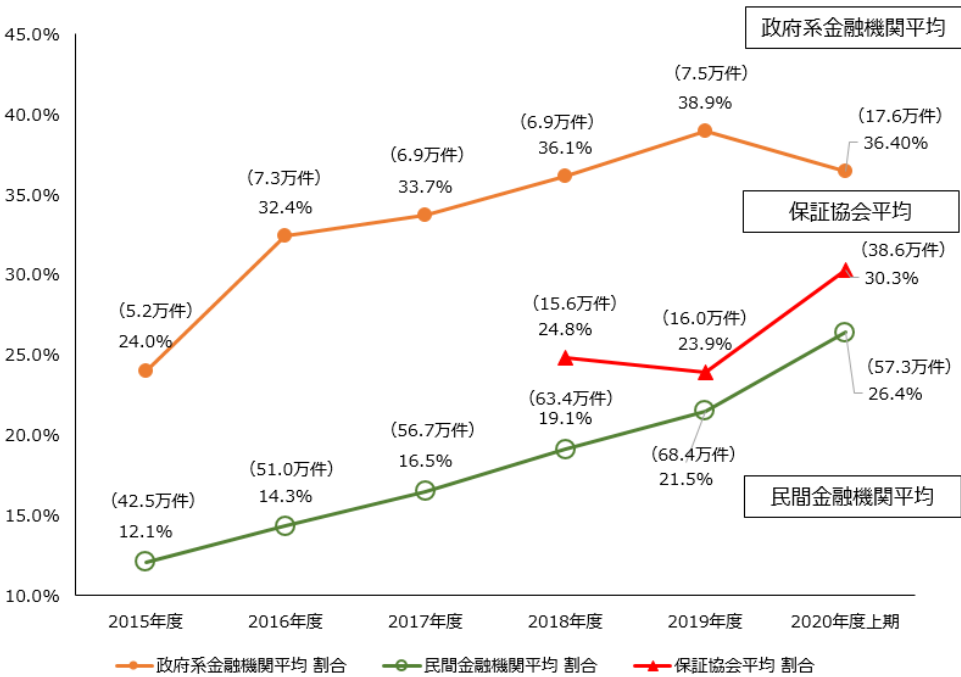
民間銀行：2019年度下期分～
政府系金融機関：2018年度分～

信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組

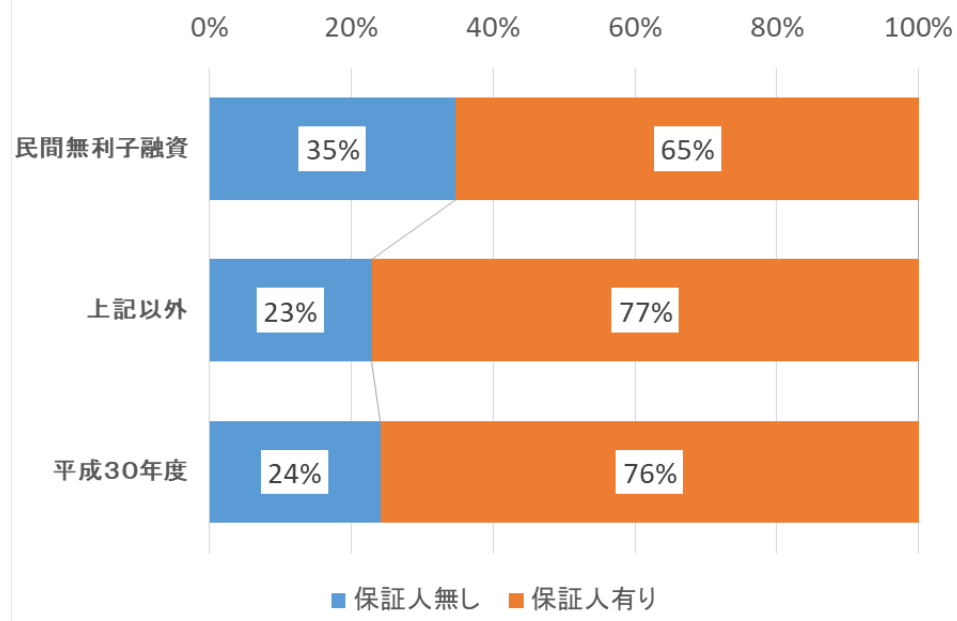
- 信用保証協会においては、平成30年度から、保証時・期中時（借換や条件変更時）、事業承継時といった各段階において、経営者保証を解除するための新たな運用・制度を実施してきた。
- 令和元年6月から信用保証協会における経営者保証ガイドラインの活用実績を公表。**令和元年度における経営者保証に依存しない保証の実績は信用保証協会全体で約23.9%となっている（民間金融機関は約21.5%）。**
- **民間無利子・無担保融資の保証制度**については、**一定の条件を満たした者に対して保証協会が経営者保証を非徴求とした場合には、国から保証協会への補助を実施していること（※）等により、保証人なしの割合は平時よりも高く、約35%となっている。**

（※）直近の決算書が資産超過であり、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている場合であって、経営者保証を徴求しない場合には、国が保証協会に保証料追加分として0.2%を補助。同率は日本政策金融公庫（国民生活事業）における経営者保証免除特例制度における追加利率と同率としたもの。

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合
（金融庁、中企庁調べ）



民間無利子制度における保証人徴求の割合



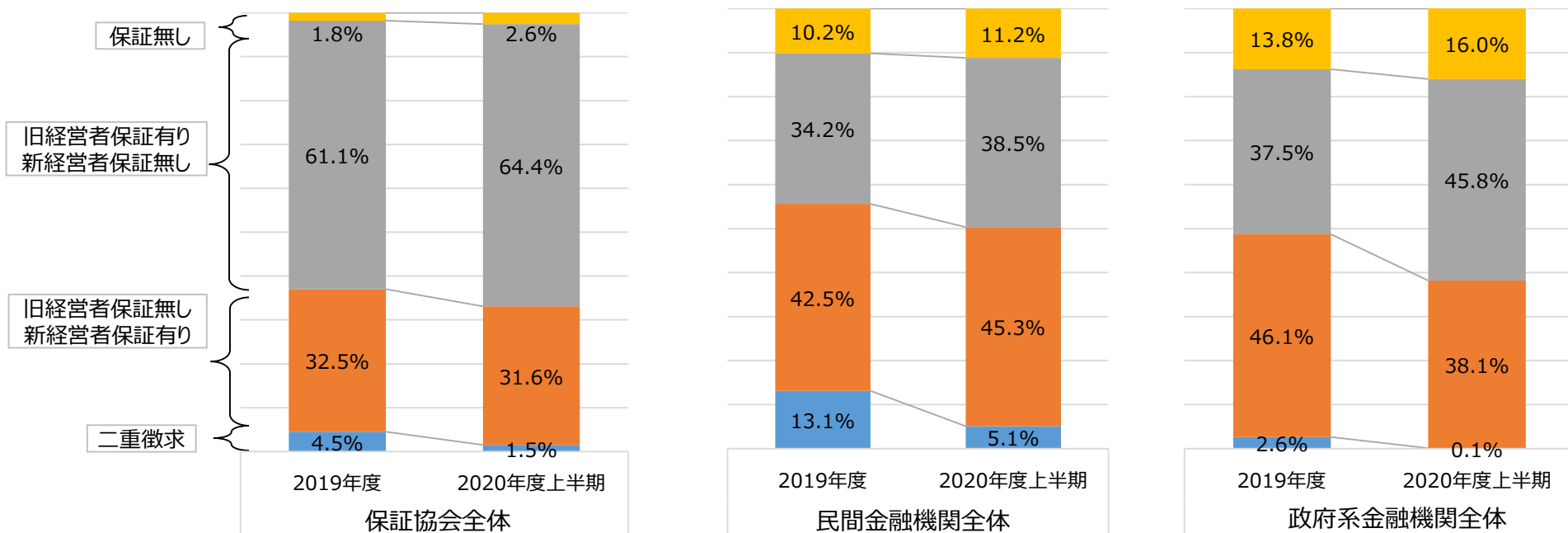
（注）令和2年12月末時点
全国信用保証協会連合会による集計であり、中小企業庁公表情報とは集計方法が異なる。

事業承継促進に向けた経営者保証解除の取組

- 事業承継時における新・旧経営者からの経営者保証二重徴求割合について、信用保証協会は2019年度は4.5%、2020年度上期実績1.5%と改善している。
- また令和2年4月から、事業承継時に一定の要件を満たす事業者は経営者保証を不要とする事業承継特別保証を開始し、さらに同年10月からは一般保証の枠とは別枠となる経営承継借換関連保証を措置。
- このうち事業承継特別保証の保証実績は、令和2年12月末実績で、31協会・計200件。
 - ・ 保証実績は保証協会により差がある。利用に進捗が見られる保証協会においては、地元の金融機関との制度勉強会等を通じた情報交換を積極的に進めるなどの独自の取組を実施している。
 - ・ また、保証協会の取組に加え、地元金融機関が本制度の利用見込み事業者をリスト化し制度の利用進捗を図る取組や、経営者保証コーディネーターから金融機関への積極的な制度紹介及び個別案件の事前相談等に応じるといった取組が奏功している例もある。

事業承継時の経営者保証の再設定状況

(金融庁、中企庁調べ、旧代表者が経営者保証を提供していた先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を集計)



目次

1. コロナ禍における金融支援策

2. ポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

▶ 中小・小規模事業者への経営支援・再生支援

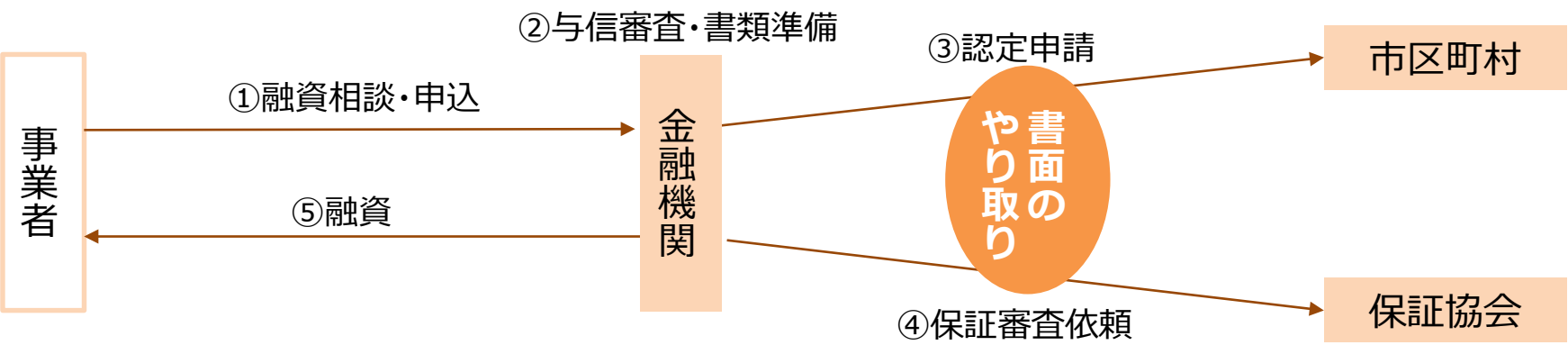
▶ 経営者保証解除に向けた取組

▶ 信用保証業務の電子化

コロナ禍で顕在化した、信用保証に係る手続きの電子化の必要性

- 信用保証の利用申込があった案件については、信用保証協会・金融機関に加えて、セーフティネット保証・危機関連保証の認定事務を行う市区町村と調整を行う必要。
- 各機関同士が書面でやり取りをすることが多く、事務負担が増加すること等により、融資実行の遅れ等につながっていた。

<民間金融機関による実質無利子融資の全体像と課題>



電子化が遅れていることによる課題①
審査手続きの遅れ

各機関の情報のやりとりが書面で行われることで、迅速な審査等に支障をきたす場合がある

電子化が遅れていることによる課題②
関係プレイヤー同士の非連携

各機関の審査の進捗を確認するために電話等で行う必要があり、事務負担が大きい

信用保証業務の電子化に係る取組事例

- 一部の自治体においては、コロナ禍において信用保証に係る手続きの電子化に取り組み、事業者の利便性向上等を実現している。
- 例えば横浜市においては、セーフティネット保証 4 号・危機関連保証の認定手続きについて、インターネット申請や認定書の写しをダウンロード可能とすることで、事業者の事務コストを大幅に縮減した。
- また、石川県においては、金融機関・信用保証協会・市区町村との間の保証審査に係る書類のやりとり等を電子化することで、融資実行までの時間短縮や、金融機関・市区町村にとっての事務の効率化を、金融庁の支援を得ながら実現。本年 1 月の豪雪により交通網に影響が出た際にも、保証審査を滞りなく実施することができた。

＜横浜市の取組における認定審査申請画面＞

申請者の情報

種別
法人 ☒ 個人 ☐

法人を探索して自動入力する

法人名
株式会社グッファー

法人名(カナ)
グッファー

法人番号
9010401132779

本店所在地
東京都渋谷区千歳ヶ谷 1 丁目 2 番 3 号

代表者名
横浜太郎

連絡担当者名
申請内容の確認がある場合の連絡先のご担当者氏名を入力してください
横浜次郎

連絡先電話番号
申請に不備があった場合などに、連絡が来る可能性があります。日中に連絡のつく電話番号をご入力ください
045-999-9999

売上実績と見込み

売上の減少率を計算する対象月
いずれかの3ヶ月分とその前年の売上実績及び見込みを入力します
※ 2020年05月-07月 ○ 2020年06月-08月

売上実績と見込み
いずれも千円未満を切り捨てた金額を入力してください

2020年05月(実績)	2020年06月(実績)	2020年07月(見込み)
500 千円	600 千円	700 千円

前年の売上実績
いずれも千円未満を切り捨てた金額を入力してください

2019年05月(実績)	2019年06月(実績)	2019年07月(実績)
800 千円	700 千円	800 千円

1ヶ月間の売上高の減少率
2020年05月と2019年05月の売上実績を入力すると自動計算されます
37.5%

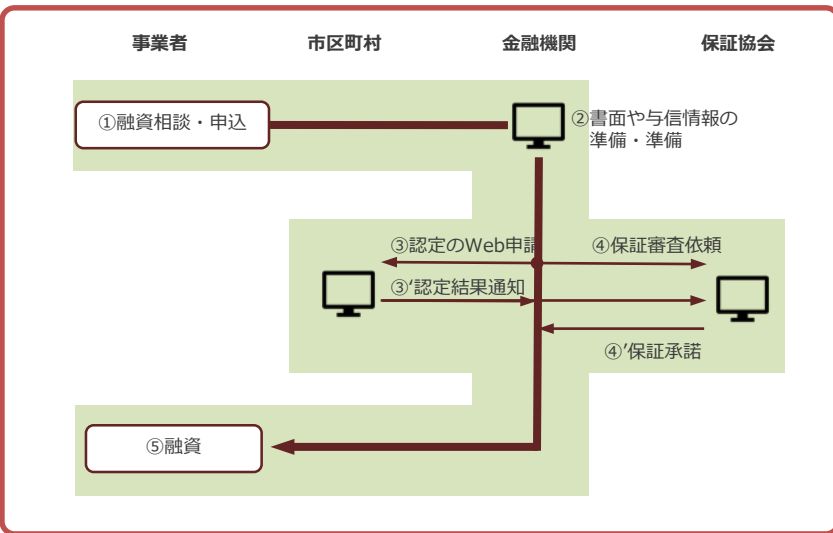
3ヶ月の売上高の実績見込みの減少率
すべての売上実績と見込みを入力すると自動計算されます
21.7%

売上高の減少または減少が見込まれる理由
客数が減少しているため

「月別の売上高がわかる資料の添付」へ進む

※対面による審査手続きは、完了までに最長 3 時間程度かかる場合もあったが、インターネット申請であれば数分で完了

＜石川県の取組の全体イメージ＞

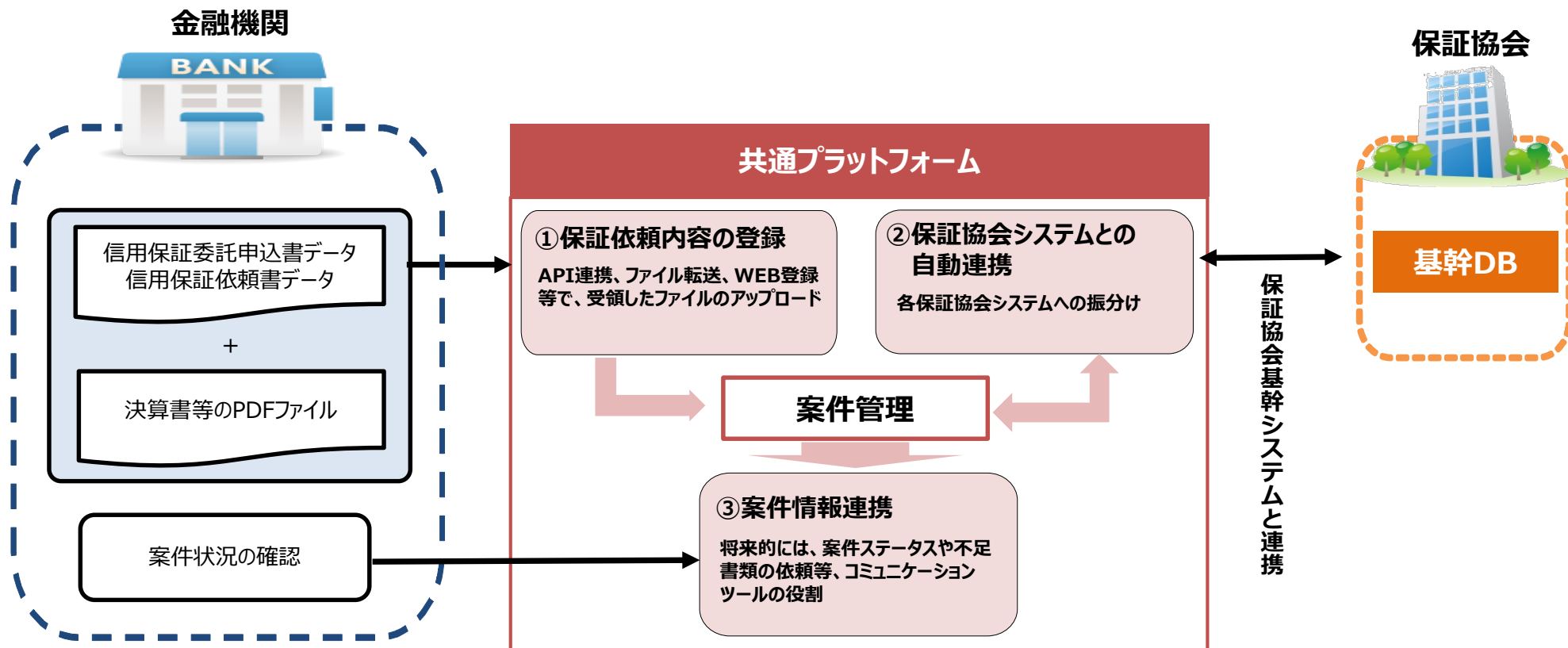


※市区町村の認定手続きと保証協会の保証審査を並行して行うことで、融資実行までの時間を短縮

信用保証手続きの電子化に向けたシステム開発について

- 金融機関と保証協会のやり取りを電子化し、審査手続きを迅速に実行するためのシステム開発に向けた協議を進めているところ。
- 関係金融機関および信用保証協会・連合会等とシステムの要件などに関する議論を進め、早期の試験運用を目指す。

<共通プラットフォームのイメージ>



ご議論いただきたい事項

＜コロナ禍における金融支援策＞

- これまでに講じてきた、政府系金融機関・民間金融機関による実質無利子・無担保融資や政府系金融機関の資本性ローン等、各種金融施策をどう評価するか。

＜中小・小規模事業者への経営支援・再生支援＞

- 中小企業の売上高を早期に回復させるため、さらには中長期的な代位弁済率の上昇を抑制し収支差額の悪化を防ぐためにも、中小企業等に対する経営支援は重要。金融機関や公的機関など、経営支援の担い手は複数いるが、保証協会が取り組むべき事項は何か。
- 今後増加する事業再生を円滑に進めるため、保証協会に求められる役割は何か。

＜経営者保証解除に向けた取組＞

- 経営者保証に頼らない信用保証を増やすために、今後どのような施策を講じていくべきか。

＜信用保証業務の電子化＞

- 信用保証手続きは複数の金融機関や自治体との調整が必要。それぞれを取り巻く状況などが異なる中、どのようにして電子化を進めていくか。